

一般質問

N O. 5 6

令和2年3月11日 [一括質問]

1 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 意気込み (総務) [知事]
- (2) 補正予算の編成 (総務) [知事]
- (3) 小中高校等の臨時休業 (教育) [教育長]

2 不登校問題について (教育) [教育長]

3 歴史等の教育について (教育) [教育長]

4 農業問題について

- (1) アスパラガス栽培 (農水) [農林水産部長]
- (2) 後継者 (農水) [農林水産部長]
- (3) パクチー栽培における農薬の登録 (農水) [農林水産部長]
- (4) ダムの放流 (土木) [土木部長]
- (5) バナナの栽培 (農水) [農林水産部長]

5 外国人労働者への支援について

- (1) 外国人技能実習制度-人権・受け入れ等(産労)[産業労働部長]
- (2) 環境づくり (県生) [県民生活部長]
- (3) 日本語学習の場 (県生) [県民生活部長]
- (4) 組織体制等 (産労) [産業労働部長]

自由民主党・岡山県議会議員

総務委員会委員

総合計画・行財政改革特別委員会委員

波多洋治

一般質問 [一括質問]

自民党・岡山県議会議員 波多 洋治

令和2年3月11日(水)午前10時40分から本会議場

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 意気込み (総務) [知事]
 - (2) 補正予算の編成 (総務) [知事]
 - (3) 小中高校等の臨時休業 (教育) [教育長]
- 2 不登校問題について (教育) [教育長]
- 3 歴史等の教育について (教育) [教育長]
- 4 農業問題について
 - (1) アスパラガス栽培 (農水) [農林水産部長]
 - (2) 後継者 (農水) [農林水産部長]
 - (3) パクチー栽培における農薬の登録 (農水) [農林水産部長]
 - (4) ダムの放流 (土木) [土木部長]
 - (5) バナナの栽培 (農水) [農林水産部長]
- 5 外国人労働者への支援について
 - (1) 外国人技能実習制度-人権・受け入れ等 (産労) [産業労働部長]
 - (2) 環境づくり (県生) [県民生活部長]
 - (3) 日本語学習の場 (県生) [県民生活部長]
 - (4) 組織体制等 (産労) [産業労働部長]

穏やかな春らしい季節になりました。ご健勝のことと存じます。ご多忙の中、おいで下さり、ありがとうございます。今回の一般質問は、56回目の登壇になります。最後までご静聴下さい。

2年前の西日本豪雨災害を思いつつも、今日は、今から9年前、2011年、東日本大震災発生の日であります。犠牲となられた方々への哀惜の念消えず、なお、懸命に復旧復興に頑張っている皆さんに、エールを送りたいと存じます。

さて、今日只今、新型コロナウイルスの対策に翻弄されております。我々も、国民の一人として、互いに助け合い、この難局を乗り切らなければなりません。その先に、平和で、安全な、世界のスポーツの祭典・オリンピックを見たいものであります。

さて、本日も、限られた時間ではありますが、知事始め執行部幹部に諸般の案件について、質問をさせて戴きます。

そして、一般質問終了後は議会棟の西側にある、喫茶エンジェルで、ご一緒にコーヒーをしましょう。

◎例年の、空と大地の会は中止!! 8月2日に、恒例の夏の「県政報告会」を実施いたします。何卒、いまからご予定を入れて、多数の皆さんにお集まりいただきたいと思っております。

一般質問【定稿】

自由民主党 36番 波多 洋治

令和2年3月11日(水) AM10:40~

皆さん、おはようございます。自由民主党県議団、波多洋治です。一般質問最終日になりました。お疲れのこととは思いますが、しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

新型コロナウイルスで、国内は元より、世界的にも混乱と混迷の中、人が集まる場所への自粛が申し合わせられる状況下であるにも拘わらず、本日も傍聴席にお出でをいただいた皆さん、ありがとうございます。

本日は3月11日、今から9年前の2011年、東日本大震災発生の日であります。西日本豪雨災害を重ね、犠牲となられた方々への哀惜の念なお止まず、復旧復興に頑張っている皆さんへ思いを馳せながら、今回で56回目の質問を始めたいと思います。

さて、岡山県は、今日まで、政府の対策本部やWHOによる緊急事態宣言などを踏まえて、岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するなど、誠に緊張感のある対応を迫られました。更に国からは、矢継ぎ早に、様々な行事やイベントなどの自粛に引き続いて、小学校・中学校・高等学校・及び特別支援学校の一斉臨時休業についての通達、また学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応についての通達等にもかかわらず、知事並びに保健福祉部長・教育長そして執行部の皆様におかれましては、県民の命と健康を守るために、その対策に奔走されました。そして、今日なお、継続中であります。先ず以て、その取組みのご

苦労に、心からの敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

2月28日の、安倍首相の記者会見は、新型コロナウイルスに対する戦いへの全面的な協力を呼びかけたものであり、収束への道のりは予断を許さないものがあり、厳しい戦いが続くことを覚悟しなければならない、と述べられ、国政の最高責任者にしか出来ない、政治判断を下されたものであります。「政治は結果責任として逃げるつもりはない」とする首相の決断は、緊急事態に臨むリーダーとして重い責任を背負った言葉がありました。

しかしながら、感染拡大を予防するためとは言え、一斉休業に伴う様々な障害や、経済への深刻な影響を考える時に、首相や政府に任せて出来ることではなく、改めて、各自治体や企業、また国民一人一人も力を合わせて取り組む必要があります。

知事におかれましては、県民の協力体制を構築して、なお一層の団結力を醸成するなど、災いに翻弄されるのではなく、本県独自の判断や取組を、創意工夫して実施していただきたいであります。

3月6日には、岡山県在住者の感染が初めて確認されました。まさしく、正念場であります。この緊急事態に、県政のトップリーダーである知事が先頭に立って、全力で立ち向かっていただきたいであります。

「災いを転じて福と為す」と言う諺がありますが、まさしく、このような「災い」をも転じて、この事態が終息した後には、知事への信頼感が増し、県民が一体となつた、地方が地方らしく生きる、真の地方創生にも繋がっていくと思います。

感染拡大の防止に取り組むにあたって、改めて知事の意気込みを問いたいと思います。

と同時に、あらゆる選択肢を想定しながら、本県の状況を的確に捉えた機動的、効果的な取組を行うためには、財政的には、補正予算を編成して対応しなければならないのではないか、と思います。どのようにお考えか、知事のご所見をお聞かせ下さい。

知事答弁

意気込みについてであります。先般、県内在住者の感染が確認されたことを受け、県民の不安解消のため、最新情報を迅速かつ的確に提供するとともに、相談窓口の充実や医療体制の強化など、必要な対策を着実に推進しているところであります。

県民の命を守ることが最優先であるとの強い思いを持って、県民とともに、この緊急事態の対応にあたることが重要であると考えており、今後とも、国や関係機関と緊密に連携しながら、私が先頭に立って、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

補正予算の編成についてでありますが、新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、これまで、リアルタイムPCR装置の購入や、帰国者・接触者相談センター設置に要する経費に予備費を充当するなど、今年度の既定予算を活用して、対策に万全を期しております。

引き続き、感染拡大防止に全力を挙げるとともに、県民生活や経済活動等への影響をできるだけ抑えるため、国の動向にも留意しつつ、状況の変化に応じて、補正予算の編成も含めた、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

さて、今回の安倍首相の、全国一斉による小・中・高並びに支援学校の臨時休校の要請に対し、本県の美作市・井原市は、平常通りに授業を継続するとの策を打ち出しました。

何故ならば、安倍首相は、今回の要請は法的拘束力を有するものではないと述べ、さらには文部科学省事務次官通達にも、一齊臨時休業の要請を、全ての関係機関に通知しながらも、「なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません」と明記されているからであります。

そして、県教委では、県立学校に対し、一齊臨時休業の通達をし、休業期間や特別支援学校の対応、児童生徒への指導等の通知すると共に、市町村教委には、県立学校の対応を通知したにもかかわらず、当初、井原市は、市内の小学校13校については、共働き世帯への影響を考慮して、春休みに入るまで、通常授業を続けると決定し、美作市も市内小・中学校14校で通常授業を行うとしました。教育長は、美作市と井原市の対応に対し、どのような所感をお持ちでしょうか。

教育長答弁

小中高校等の臨時休業についてでありますが、県教委では、国の要請を踏まえ、児童生徒の健康・安全を第一に考える観点から、県立学校の臨時休業を3月2日から行うこととし、こうした内容を市町村教委に周知したところですが、お話の2市につきましては、当初、地域における家庭の状況や、県内で感染が確認されていないこと等を踏まえ、臨時休業を実施しなかったと聞いており、それぞれの状況を踏まえた市教委としての判断と考えております。

その後、県内に住所を有する方の感染が確認されたこと等を受け、現在、井原市では全校で、美作市では中学校で、それぞれ臨時休業を行っておりますが、いずれにしても、児童生徒の健康・安全を第一に考え、それぞれの状況に応じて適切に対応するよう、引き続き働きかけてまいりたいと存じます。

更に、教育長には、この休業期間を「災いを転じて福と為す」となるよう、有効に活かしていただきたいのであります。例えば、不登校対策に取り組む絶好の時間が与えられたわけでありますので、不登校児童生徒に対して、今正に、教師の愛と情熱を示すときであります。

今日、不登校問題は、危機的状況にあります。教育の専門家と称する人達の、「登校を促してはいけない」と言るのは、私の体験上、全くの眉唾であります。無責任極まりない対処法だと思います。結論から言えば、不登校児童生徒に対しては、**断じて休ませない**ようになります。愛と情熱を傾けて、説得することです。説得するほどの熱意があれば、不登校問題は解決します。教師が、子ども達の前に立つことを誇りに思い、自信を持って学級経営に取り組み、何としてもクラスの仲間を大切にして、そんな教師を子ども達が好きになる、そして教師と子ども達が、心の通いあうようなクラスを創れば、どうして子ども達が不登校になりますか、なるはずがありません。

正しく、今、不登校問題の解決に全身全霊をかけることは、教師の教師たる試金石であります。それが叶わないならば、教師の仕事を辞すべきであります。それほどの覚悟を以て取り組まなければならぬ時であります。

教育長のご所見をお伺い致します。

教育長答弁

不登校問題についてであります。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員が一丸となって不登校児童生徒に向き合っていくことが重要であると考えております。

不登校については、休み始めた当初に登校を促すなどの対応が重要と考えており、現在、「岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード」に基づき、休み始めの3日目までの学校の組織的な対応の徹底を図っているところであります。

また、こうした不登校を生まないためにも、校長の強いリーダーシップのもと、教職員がわかる授業づくりや、一人ひとりが大切にされる学級経営にしっかりと取り組むなど、児童生徒が登校したいと思える魅力ある学校づくりが進むよう、学校や市町村教委を指導してまいりたいと存じます。

続けて、教育長にお伺い致します。

昨年4月30日、天皇が実際に約200年ぶりとなる生前譲位がなされました。譲位された天皇には、最高の天皇という意味を表す「太上天皇」(だいじょうてんのう)の称号が贈られ、「上皇」という略称で呼ばれました。上皇・上皇后両陛下におかれましては、常に国民に大御心を注がれ、国民に寄り添い、国民の幸せと日本国並びに世界の平和を祈り続けて来られました。国民の一人として、心よりの感謝を申し上げます、と共に、どうぞ今後は、お健やかに穏やかな日々をお過ごしいただきますようにお祈り申し上げます。

そして、平成31年4月30日の退位礼正殿の儀により、30年間の平成の時代に幕が下ろされ、新たな令和の御代となりました。翌5月1日、剣璵等承継の儀・賢所の儀・皇靈殿神殿に奉告の儀を終えるや、即位後朝見の儀に

よって、皇太子殿下が第126代の天皇としてご即位をされたのであります。以後、ご即位一般参賀、即位礼正殿の儀、饗宴の儀、大嘗宮の儀、そして、一般参賀から国民祭典へと続きます。神武天皇ご即位以来、あたかも神話と歴史の現実が、一体となるかのように、2680年と続いて継承されてきた、まさしく我が国の歴史と伝統を目の当たりに遭遇し、日本人として、等しく慶びを享受すると共に、新帝陛下のもと、世界から称賛される、美しく調和のとれた、明るい日本の未来を切り開いて行かなければなりません。かかる御代替わりに関する諸行事を、未来を背負う子ども達が共に体験して、歴史の重さや誇りを学ばなければなりません。しかしながら、戦後の誤った学校教育の中で、子ども達は日本の文化や歴史に対する自信と誇りを失い、愛国心を語ることも無くなってしまいました。日本に生まれながら、日本のことを行く知らない国民になってしまった。自国を愛する心があつてこそ、他国の愛国心が理解出来、他の国を尊重することに繋がる道があります。

そこで教育長にお伺い致します。教育現場にあっては、これらの御代替わりの生きた教材を通して、歴史の重さや誇りをどのように子ども達に学ばせてきたのでしょうか。
その指導の実際を教えて下さい。

教育長答弁

歴史等の教育についてであります、学校では、社会科の授業で、天皇の地位や国事行為について指導を行っておりますが、この度の皇位継承に係る一連の儀式に際しては、国からの通知を踏まえ、児童生徒に対し「即位の日」や「令和という元号」、「即位礼正殿の儀」等について講話するなど、国民こぞって祝意を表する意義や歴史的な意味について指導しており、学習指導要領が示す、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うよう取り組んでいるところであります。

次は、農業問題等です。農林水産部長及び土木部長にお伺い致します。

今、岡山市北区御津を中心に、農業後継者ともいえる若者達が、休耕田や耕作放棄地を耕しながら、野菜作りに取り組んでいます。その若者達は、生産者の所得向上を図るべく産地の拡大や生産量の増産、ブランディングなど、今日の農業が抱える様々な問題を背負いながら、例えば、担い手の確保や育成、儲かる農業への工夫と挑戦など、懸命に頑張っております。

私は、これらの若者達を中心に、「明日の農業を語る会」を結成し、しばしば若者達の、今日只今の問題を聞くことがあります。その問題に対する真摯なお答えをお願い申し上げます。

その第1は、岡山県は、令和5年度を目標とする野菜農業振興計画があります。その重点品目に上げられている「アスパラガス」の栽培に、増産のために耕地を拡大しても、ビニールハウスを建てても、いささかも助成されないのは何故でしょうか。重点品目に挙げられているアスパラ

ガス栽培への支援について、現在の状況はどうなっているのか、また、今後、どう取り組んでいかれるのか、併せて農林水産部長にお伺いいたします。

農林水産部長答弁

アスパラガス栽培についてありますが、県では、アスパラガスの産地育成を図るため、国事業も活用し、認定農業者や3戸以上の営農集団などの要件を満たす方々を対象に、ビニールハウス等、施設設備の導入を支援しております。

また、経営規模の拡大を希望される場合には、農地中間管理事業により、農用地の斡旋を行うほか、一定の要件の下、耕作条件の改善への支援を行っているところであります。

引き続き、こうした取組を通じて、アスパラガスの生産振興に取り組んでまいりたいと存じます。

その第2に、脱サラをして新規就農者と認定されれば、経営確立を支援する農業次世代人材投資資金が交付されます。農業の、全くの素人でありますから、これは助かります。しかし、同じ脱サラをしても、農業には全くの素人であるにもかかわらず、親の後継者であるなら、この資金はいきさかも交付されないのであります。後継者が誕生すれば、その農家の収入が上がるのであれば、それも理解出来ます。しかし、後継者が誕生するだけでは、農家の収入は上がらないのです。脱サラをして、親の後継者として、農業に転じた人も、新規就農者として、このような資金を交付すべきではないでしょうか。農林水産部長のご所見をお伺いいたします。

農林水産部長答弁

後継者についてでありますと、お話を國の資金では、農業後継者についても、經營を開始するにあたり、新しい作目や新しい技術に取り組むなど、新規就農と同等のリスクを伴うと市町村長が認めた方を交付対象としており、県では、後継者に対し、こうした内容の周知を図ってまいりたいと存じます。

また、市町村や農協等と連携し、栽培技術や經營管理の指導・助言を行うなど、引き続き、後継者への支援に積極的に取り組んでまいります。

その第3は、パクチーの栽培に関する事であります。今、市場からのオファーも多く、人気のある作物に、「岡山のパクチー」があります。

牧石地区では、パクチー栽培に取り組んで、もう既に20年になります。その間、生産量の増大と安定出荷、そして何よりも品質にこだわりながら、栽培に取り組んできましたが、連作障害に悩まされているのであります。パクチーは、マイナーな品目ですから、登録農薬が少なくて、連作障害を改善する農薬も少ないのであります。現在は、輪作によって、何とか栽培を継続していますが、さりとて広い農地もなく、生産量を維持して、安定的に出荷することが困難になったのであります。

パクチーは、セリ科の植物であり、同じセリ科の人参栽培等に登録されているソイリーンやロロックスのような、土壤消毒剤や除草剤を登録すべきではありませんか。

農林水産部長のご所見をお伺いいたします。

農林水産部長答弁

パクチー栽培における農薬の登録についてですが、生産量の少ない品目の農薬登録は、国が都道府県からの要望を踏まえ、農薬メーカーからの申請を受け行うこととなっており、県では、パクチーについて、平成30年度に国に対し、立枯病に関する農薬の登録要望を行っております。

引き続き、農業普及指導センター等を通じて、連作障害の発生など、産地の状況把握に努め、国に対し、必要な農薬の登録要望を行ってまいりたいと存じます。

その第4は、パクチーの栽培に関連して、ダムの放流に対する要望であります。パクチーの産地である牟佐地区は、旭川沿いにあり、氾濫の度に、農産物や資材が濁流に流される地域であります。平成30年7月豪雨でも大きな被害を受けた地区であり、その度に、復旧・復興にかける大変な労力や日数、資金を要します。結果、売り上げは減少し、経費は増大し、所得は減少を強いられる地域であります。何卒、これらの地域に過剰な負担を負わせないよう、ダムの放流が適切に行われますよう強く要望するものであります。土木部長のご所見をお伺いいたします。

土木部長答弁

ダムの放流についてでありますが、これまでも操作規則に基づき、適切にダムの操作を実施しているところであります。今年度から、大きな洪水が予想される場合に、事前にダムの水位を下げる事前放流について、本格的に運用を開始したところであります。

また、国において旭川ダムの洪水調節容量の増大など、治水機能の向上に取り組むこととしており、引き続き、適切なダムの操作に努めるとともに、国とも連携しながら、お話の地域も含め旭川ダム下流域における浸水被害の防止・軽減に努めてまいりたいと存じます。

その第5は、もんげーバナナに関することがあります。去る2月25日、「くだもの王国おかやま」推進議員連盟は、バナナの栽培に取り組む、岡山市南区西高崎にあるD&Tファームを訪問、バナナの生育状況の調査にまいりました。創業者であり、技術責任者である田中節三さんからバナナ栽培の概要説明の後、ビニールハウスの栽培場所を歩きました。参加された皆さんには、終始、感動と驚嘆の連続がありました。

農業法人株式会社D&Tファームの設立は、平成27年12月、資本金は300万円、1期の年商は約9千万円、以後2期6億円、3期8億8400万円、4期10億円とうなぎ登りに収益を上げ、令和2年の今期は18億円を見込んでおります。そして、2021年、12万株のバナナを植え、その売り上げ目標は約50億円であります。今までこそ、もんげーバナナの栽培も軌道に乗りましたが、田中氏は、苦心に苦心を重ね、40年以上の歳月をかけて、「凍結解凍覚醒法」を開発、冬は氷点下を記録する岡山県において、国産バナナの栽培に成功、今や全国各地の国内は元より、世界から注目を集めております。この「凍結解凍覚醒法」による耐寒性種苗はバナナからコーヒー・カカオへ、そしてアカシア・ハイブリッドへと続いて行っています。まさに、夢のある、儲かる農業へと繋がっているのであります。

ところで、バナナの凍結解凍覚醒法による効果を見ると、その収穫力や収穫速度は、従来の種苗に比して、格段の違いがあります。もんげーバナナは、無農薬栽培で、皮まで食べれる、がキャッチフレーズでありますが、3年に5回、750本から1000本の収穫であり、苗を植えて

から収穫までの期間は、わずか9ヶ月であります。またその糖度は、従来産が15度から20度に対し、実に25度以上であります。

また2017年には、アグリテックサミットにおいて、最高賞のSMB C賞を受賞すると共に、岡山イノベーションコンテスト優勝、中国地域ニュービジネス大賞、また2018年には、ニッポン新事業創出大賞として、中小企業長官賞も受賞しているのであります。

省みれば、田中氏は、起業する時に岡山県に、バナナ栽培の支援をお願い致しました。しかし、全く相手にもされず、ただの一円の助成もありませんでした。そしてそれは今日に至っても、なおそうであります。

「なぜ支援をしなかったのか。今後も支援はしないのか」そして、今日只今のD&Tファームが始めたバナナ栽培について、どのような感想をお持ちですか。農林水産部長にお伺いいたします。

農林水産部長答弁

バナナ栽培についてであります、県ではこれまで、お話の企業に対し、融資制度の紹介や、6次産業化計画の認定に向けた相談支援などに取り組んできたところであり、現在市町村等と連携し、生産関連施設等の整備への国事業の活用に向け、必要な助言等を行っているところであります。

お話の凍結解凍覚醒法は、農業の発展可能性を広げる、地元企業による新たな技術として大いに期待され、知事からもしっかりと応援するようにとの指示を受けており、県においても、この技術の活用を通じて、地域農業の振興が図られるよう、必要な支援に努めてまいりたいと存じます。

最後に、外国人技能実習制度の実態等について、県民生

活部長及び産業労働部長にお尋ねいたします。

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ、国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の移転により、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として、14カ国と協力覚書を交わし、実施されていますが、巷間様々な問題が噴出しております。その問題を行政主導で解決しなければ、その目的を達することが出来ないばかりか、彼らは、帰国後に、この美しい国日本を、奴隸国家と揶揄し、反日が喧伝されかねない状況にあります。これらの問題は、インターネット上に公開されているばかりか、書籍・月刊誌等を通して報道されるとともに、日本弁護士連合会、日本労働組合総連合会、アメリカや国連機関からの問題点の指摘や、意見書等によっても批判されているのであります。

今、外国人の労働者受け入れに当たり、必要な、かつ的確な体制や制度が整えられているのでしょうか。外国人労働者を雇い入れている企業経営者や監理団体からの責任者にも、その実態をお伺いした上で、お尋ねするものであります。

まず第1は、彼ら実習生の人権が守られる仕組みが出来ているか、であります。企業の、単なる人手不足を彼らに任せ、安い労働力として、労働を酷使しているだけの実態はないのか。果たして、同一労働・同一賃金は守られているのか。それらを、誰が監督し、誰が指導するのか。

今、各地各所で、長時間労働や賃金未払い、また暴言や暴行などによって、失踪や行方不明の実態があることはご

存知でしょう。また、蛸部屋に押し込められたような住環境も許し難いものがあります。これらの実習生の働き方や待遇等に対する指導監督は、行政の責任においてなされるべきものと思います。何故ならば、法務省・厚生労働省による監理団体への通達に、技能実習の適正な指導と共に、悪質な場合には改善命令や認定の取り消し等を行う、と明記されているからであります。従って、実態を解明し、積極的に指導監督に乗り出すべきであります。産業労働部長のご所見をお伺い致します。

産業労働部長答弁

外国人技能実習制度のうち人権等についてでありますが、お話のように、技能実習生に法定時間を超えた労働をさせるなどの事案が全国的に発生していることは承知しております。

技能実習制度については、平成29年に施行した技能実習法により、外国人技能実習機構が新たに設置され、実習生への聞き取り調査が実施されるなど、監理団体や受入企業に対する指導・監督体制が強化されたところであります。

県としては、お話のような事案を把握した場合は、機構や労働基準監督署に速やかに通報し、技能実習生の保護につなげることとしております。

第2に、実習生は、入国前に多額の借金を背負わされると言う実態があります。紹介料・手数料・保証金・渡航費・初期の滞在費等が実習生にかぶせられます。それらの多くは監理団体のピンハネになっている場合が多く、実習生を一人入れると、毎回利益が入ってくる仕組みであります。送り出し国と我が国との間に、ブローカーが暗躍するような仕組みを変えなければなりません。それが現行の制度の中で出来ないのであれば、なお行政が積極的に関与すべきであります。産業労働部長のご所見をお伺い致します。

産業労働部長答弁

受入れの仕組みについてであります、お話をのように監理団体が受入企業から監理費以外の金銭を受け取ることや、送出機関が技能実習生から基準を超える手数料等を徴収することは、技能実習法及び二国間協定において禁止されているところであります。

監理団体の指導監督は国が、送出機関の指導監督は相手国が実施しているところでありますが、県としては、不適切な事案を把握したときは、国の関係機関へ通報するとともに、監理団体が県所管の法人である場合は、中小企業等協同組合法に基づく処分も含め、厳正に対処してまいりたいと存じます。

第3に、外国人労働者が、地域のコミュニティに溶け込んで、地域のボランティア活動に進んで参画するような、生活面での環境作りにも取り組んでいく必要があるのではないか。県民生活部長のご所見をお伺い致します。

県民生活部長答弁

環境づくりについてであります、県では、地域において、外国人が、コミュニティに溶け込んで生活することを支援するため、在住外国人と地域社会をつなぐ、地域共生サポーターの養成や活動支援に取り組んでおります。

また、県や市町村、関係団体等では、地域住民と外国人が、相互に理解し交流を深めることができるよう、各種交流会や文化講座等を行っております。

引き続き、こうした取組を通じて、外国人労働者を含む在住外国人が、地域のボランティア活動へ進んで参画するなど、地域コミュニティの一員として生活できる環境づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

第4に、彼らの生活の壁は、言葉にもあります。日本語学習の場を増やすべきではないか。ここにも行政の積極的な取り組みが必要あります。この点につきましても、県民生活部長のご所見をお伺い致します。

県民生活部長答弁

日本語学習の場についてであります。県内では、平成30(18)年3月末現在で、県や市町村、国際交流協会、民間団体等が34か所で日本語教室等を開設しております。また、県では、民間団体等に対して日本語教室の開設を支援しております。

在住外国人が増加している中、日本語でのコミュニケーションへの支援はその必要性を増しており、知事会を通じて、国へ日本語学習の支援体制の充実の提案も行っております。

引き続き、国や市町村、県国際交流協会等と一層の連携を図りながら、地域の実情に応じた日本語学習の場の拡充など、県内に暮らす外国人の生活のサポートに取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、これから外国人労働者はますます増加していきます。本県産業の担い手として活躍できるよう環境整備が重要となります。総合的に対応できる組織体制の整備が必要だと考えます。また外国人労働者でも、特に岡山に対して、就職の希望や親しみがある国があるのでないか。例えば、ベトナム・ミャンマー・インドネシアであります。それらの国に対して、岡山県から、むしろ積極的にアピールするべきではないか。地方創生の観点から、外国人労働者の受け入れについても、行政から積極的に働き掛けて欲しい所以であります。併せて、産業労働部長のご所見をお伺い致します。

産業労働部長答弁

組織体制等についてであります。昨年2月に関係部局による庁内連絡会議を設置し、増加が見込まれる外国人労働者の受け入れに向けた取組や、共生社会の実現に向けた環境整備などを進めるため、情報共有を図っているところであり、まずはこうした場を活用し、外国人材の受け入れを総合的に推進してまいりたいと考えております。

また、海外への働きかけについては、我が国への留学が増加しているベトナム、医療・福祉分野の人材が豊富なインドネシアなど、国ごとの特性を踏まえた対応が重要と考えており、岡山が就職先として選ばれるよう、今後、取組を進めてまいりたいと存じます。

以上で、一般質問を終わります。
ご静聴、ありがとうございました。